村尾光子の
みなみかわち町議会報告（第125号）

2005年4月12日発行

報告内容

H17年第1回定例会
（3月4～16日）の報告です。

もくじ



発行者：村尾光子
連絡先：祇園五丁目11-3
TEL&FAX: 0285-44-5418
E-mail : muraomit@mb.infoweb.ne.jp

3月定例会は予算議会、そして今回は3町合併議決議会でもありました。

本町では合併関連議案は可決されるのか、周辺からはかなり注目されていたようでした。議員各人の胸中には複雑な想いを残しながらも、住民投票の結果や合併協議会での協定成立を踏まえ、3町合併を議決しました。

新年度予算は、いくつかの条例改正結果と合わせて、かつてないほどの財政逼迫が滲み出ている様相となりました。国の一方的な仕打ちの結果と言えますが、これを機に、何を行政に任せるのか、住民が自ら担うのは何か、私たち住民が真剣に考え住民自治を確立する方向に向かいたいと痛感しました。

町長の行政報告は●町独自に開催した合併協定書説明会には延べ155人が参加した、合併への否定的な意見はなかった●17年度から組織目標と職員努力目標を重ねた新人事評価制度を導入する●江川五千石土地改良事業は国庫補助事業採択となり、H22年完成を目指して17年度から着手する●史跡下野薬師寺跡発掘調査により、これまでの定説を覆すような伽藍配置が想定される。保存整備計画の再検討が必要だ、など5項目でした。

一般質問（通告順）
服部辰一・村尾光子・荒井英子・磯辺香代・花田芳実・川上英毅の６議員が質した

公開学習会のご案内
志木市の教育改革に学ぶ

と　き：5月29日（日）
午後1時30分～
ところ：南河内町中央公民館
会議室
講　師：志木小学校長金山康博先生
（前志木市教育委員会教育改革担当理事）
参加費：５００円（資料代）

どなたでも、参加大歓迎!!

全国に先駆けて２５人学級実現、達成感を実感できる教育指導、どんな工夫が？ご聴講を！

主催:地方自治を学ぶ会
お問い合わせ:村尾(☎0285-44-5418)

議会報告会＆意見交換会

４月２４日(日)午後１時３０分～

グリーンタウンコミュニティセンター
会議室

報告：荒井・磯辺・服部・阿部・村尾
お気軽にお出かけ下さい

またしても小さな字での報告で恐縮しています。いろんな意見があるのが当たり前なのだから、議会はそうした意見を出し合い、あーでもない、こーでもないと議論して集約する場であってほしい。その結果は、中庸となるはずだ。合併協定はまさに多様な意見の妥協の産物、忍耐と譲り合いの結果成立した。今議会では「討論!」を表明したのに知らん振りされた場面があり、全く不快

《審議事項》

議案第１	南河内町・石橋町・国分寺町の廃置分合について	賛成全員	可決
2	〃　の配置分合に伴う財産処分に関する協議について	〃	〃
3	〃　に伴う議会の議員定数に関する協議について	賛成多数	〃
4	〃　に伴う経過措置に関する協議について（在任特例適用）	〃	〃
5	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定	賛成全員	〃
6･7	町職員の分限･勤務時間等に関する条例の一部改正	〃	〃
8	議会議員の報酬･費用弁償に関する条例の一部改正	〃	〃
9	非常勤特別職の報酬･費用弁償に関する条例一部改正	賛成多数	〃
10･11	町長など3役･職員の旅費に関する条例の一部改正	賛成全員	〃
12	町税条例の一部改正	〃	〃
13	町年敬老金条例の一部改正	賛成多数	〃
14	町水道事業の設置に関する条例一部改正	賛成全員	〃
15	町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	〃	〃
16	町農集排事業財政調整基金の設置等に関する条例の廃止	〃	〃
17･18	さくら市発足に伴う事務組合規約改正	〃	〃
19	H16年度会計補正予算（一般会計）	賛成多数	〃
20～24	〃　5会計（国保･老人保健･介護保･農集排水･水道事業）	賛成全員	〃
25･28	17年度予算　（一般会計･介護保険会計）	賛成多数	〃
26･27･2930	〃　（国保･老人保健･農業集落排水事業･水道事業）	賛成全員	〃
31	町有財産の取得について（JA宇都宮薬師寺支所用地取得）	賛成多数	〃

＊議案などの番号は暦年毎の通し番号です。

★３町合併確実に!!　関連議案を可決。

（議案第1～4号）

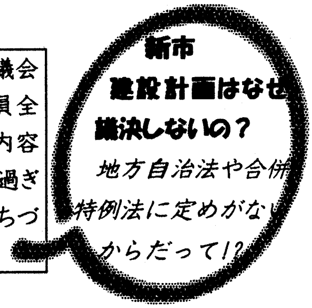
法定合併協議会での協議が整ったので３町議会は3月7日に同時に関連議案を議決しました。

《３町の議決結果》　第17回合併協議会（3月23日）資料より　（括弧内は議員数）

	南河内町（18人）		石橋町（17人）	国分寺町（17人）
●３町の廃置分合（3町を廃止して H18年1月10日から下野市を設置） ●合併後の財産処分（全て新市に継承）	賛成　14 反対　0	退席 1人	賛成　12 反対　4	賛成　14 反対　1 欠席　1人
●合併後の議員定数（24人とする） ●経過措置（在任特例を適用する） ・議員　：H18年4月30日まで ・農業委員：H18年9月3日まで	賛成　13 反対　1	欠席 2人		

賛成討論は川上・阿部・磯辺・村尾の4議員が行いました。

村尾討論要旨：住民投票の結果3町となった。町住民投票条例の規定により、議会はその結果を尊重しなければならない。議会代表も参加した合併協議会では委員全員の了承を得て協議が整った。我慢と譲り合いの結果の協定は尊重すべきだ。協定内容の多くは具体的な施策を示したものではなく、今後のすり合わせ方式を決めているに過ぎず、これからが正念場だ。今後の協議は自律した自治体建設、特に住民自治によるまちづくりが新市にても継続されるよう、また、折に触れてパブリクコメントを実施して欲しい。



参考 **《合併までの想定スケジュール》** 合併協議会資料から

H17年3月	県知事に廃置分合申請書提出(18日)	合併準備作業	•事務組織•機構の検討、例規等の整備 •公共的団体の統合調整 •一般職職員の身分の具体的取扱い •特別職の報酬額の調整 •新市暫定予算の調整 •暫定機関(選挙管理委員会•固定資産評価審査会•教育委員会)設置 •3町決算 •庁舎改修工事、移転作業 •電算システム統合作業 •住民周知(住所、窓口、施設利用) 等
4月	県知事が総務大臣に協議 総務大臣から同意回答		
6月	県議会における廃置分合議決 県知事の決定 県知事が総務大臣に届出		
7月	総務大臣の官報告示		
11月	市長職務執行者の選任		
12月	3町議会法定合併協議会廃止議案議決		
H18年1月	3町閉町式 下野市発足(10日) 下野市臨時議会招集 (専決処分案件報告•承認等) 新市発足後50日以内に市長選挙		

＊今後、合併協議会は隔月開催予定(6/29、8/31、10/26、12/21 いずれも14:00～)

《H17年度当初予算時の3町の基金•借入金残高》

(概算)	基金	町債	債務負担行為
南河内町	14億5000	76億3000	19億4800万円
石橋町	3億9000	67億5000	1940万円
国分寺町	12億7000	54億2000	260万円
3町合計	30億7000	198億円	19億7000万円

(単位:万円)

• 基金、町債、債務負担行為はすべて新市に引き継ぐ。
• 合併期日が延びた(3か月と9日)ことによる特別職(4役)の必要給与額は2900万円。
• 合併後は17年度暫定予算。18年度予算は現3町議員(在任18年4月30日まで)で審議する。

★人事行政の運営状況を公表します。

(議案第5号)

これまでも職員給与の状況は自主的に町広報にて公表していた。地方公務員法改正により今後は毎年8月末までに下記について公表する。

(1)職員の任免•職員数
(2)職員の給与、勤務時間、勤務条件
(3)職員の分限処分、懲戒処分の状況
(4)職員の服務状況
(5)職員の研修、勤務成績評定の状況
(6)職員の福祉、利益保護の状況
(7)その他町長が必要と認める事項

町広報紙掲載•掲示•閲覧•インターネットなどで。

★議員•職員などの旅費日当はすべて廃止。

(議案第8•9•11号)

出張時には旅費のほか日当が支給されていたが、廃止。近隣への出張日当(半日)は数年前に廃止している。 H17年度予算では職員の県外出張旅費も無し、合わせて**削減額 約1,400万円**

★非常勤特別職の報酬額を引き下げ

H17年4月1日から (議案第9号)

	改正後	改正前
自治会長	**年額 50,000円 +700円/戸**	年額 65,000円 +1,000円/戸
保健委員	**環境保全委員として報償費**	年額 20,000円 +250円/戸
診療報酬調査嘱託員	**月額157,500円**	月額175,000円
児童厚生員	**月額157,500円**	月額175,000円
社会教育指導員	**月額105,600円**	月額140,000円
歴史館嘱託員	**月額144,000円**	月額160,000円
日額報酬の委員㊟	**会長 7,000円 委員 5,000円**	会長 10,000円 委員 8,000円

㊟国保運営協議会•社会教育委員•公民館運営協議会•図書館協議会•都市計画審議会•固定資産評価審査委員会•土地区画整理審議会•特別職報酬等審議会•表彰審査委員会•環境審議会•介護保険運営協議会等

削減額 約2,000万円

議員として委員委嘱された時の報酬が今後の課題

★17年度一般会計当初予算額は61億1100万円、前年度比8.3%減

【町長予算編成方針】

歳入の45%を占める町税は法人税が前年同様には見込めず0.7%減となり、所得譲与税は増額となったが「三位一体の改革」による税源移譲が確立されず、想像を遥かに超えた厳しさだ。職員一人当たりの仕事量・質の向上と手当削減、管理業務委託の見直し、投資的経費削減、補助金見直し、一部受益者負担金導入で対応する。

重点施策は
1. 第5次総合計画前期計画の仕上げ
2. 新市発足準備
3. 行政改革推進

だが、予算は限られた事業への重点配分となった。
- JAうつのみやﾗｲｽｾﾝﾀｰ建設補助
- 薬師寺小給食室改築

《見直し点》 約1億7300万円の削減 （企画課長談）

①非常勤特別職報酬見直し（条例改正）	△2000万円
②管理職手当2%削減・平日日直手当廃止	△ 100
③職員時間外手当を2/3に削減	△1400
④臨時職員賃金削減	△ 780
⑤旅費日当廃止（条例改正）・県外出張無	△1400
⑥管理業務など委託料見直し	△1820
⑦各種委員会研修抑制	△ 400
⑧団体補助（事業費補助含む）見直し	△4600
⑨需用費（会議時飲物・庁内お茶も）削減	△4800

【一般会計】

《歳入》 主なもの （万円） （%） （%） （万円未満切り捨て）

	当初予算	前年比	構成比	主な要因
町税	28億4194	△ 0.7	46.5	個人町民税は前年同様11億9033万円、法人は大口事業所の黒字見込めず9230万円、固定資産税 12億8103万円
地方譲与税	1億8000	57.9	2.9	所得譲与税 7300万円、税源移譲が確立されるまで所得税を人口割りで配分。
利子割交付金	1400	△30.0	0.2	前年の実績
地方消費税交付金	1億8000	24.1	2.9	前年の実績
自動車取得税交付金	6500	18.2	1.1	前年の実績
地方特例交付金	1億3500	68.8	2.2	恒久減税による減収分を補填（人口割）
地方交付税	4億3000	△32.8	7.0	前年度は年度途中で大幅減額、その実績比0.1%増
分担金・負担金	6701	36.3	1.1	主に保育所保護者負担金、検診受益者負担金 430万円
使用料・手数料	4481	△ 5.3	0.7	ふれあい館使用料 3146万円（△10%）
国庫支出金	2億9701	△16.5	4.9	補助金ではなく一般財源化された分が減
県支出金	6億2750	128.1	10.0	農協ライスセンター建設補助 3億1229万円
財産収入	4231	88.1	0.7	仁良川土地区画整理事業保留地売払収入4000万円
繰入金	8億3375	△22.1	13.6	基金取崩し額 8億2974万円
繰越金	4000	△20.0	0.7	16年度繰越金見込額
諸収入	5908	1.2	1.0	中小企業融資預託金回収金 4000万円
町債	2億6080	△68.4	4.3	減税補てん債（恒久減税分） 4500万円、臨時財政対策債（地方交付税減額分） 2億円

	H17	H16	H15	H14
自主財源	64.3%	62.45	62.6%	65.1%
依存財源	35.7	37.6	37.4	34.9
経常的経費	74.7	76.1	75.6	74.0
臨時的経費	25.3	23.9	24.4	26.0
償還金㊟1	18.7	23.3	17.9	20.4
繰出金㊟2	6.3	6.1	7.4	7.5

㊟1：予算総額に占める借金返済額割合
㊟2：他会計への繰出金（国保・老人保健・介護保険・農集排会計へ）

◎基金現在高（当初予算繰入後） **14億5000万円**

財政調整基金	2億8000万円
義務教育減債基金	7200
公共施設整備基金	1億8500
減債基金	9800
ふるさと創生基金	9900
庁舎等周辺整備基金	3700
保健福祉施設整備基金	4億4000
地域福祉基金	1億8000
土地開発基金	5900

保有額大幅減!!

《歳出》 主なもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位:万円)

	予算額	前年比	構成比	主な事業
議会費	1億0611	△ 1.7	1.7	議長交際費 25、議員研修費 51、いずれも前年度より減
総務費	8億9730	△ 0.3	14.7	町長交際費 80、庁舎等管理業務委託見直し、職員自らも清掃、3町合併電算統合事業 2934、白鳳ふれあい祭 300、ふれあい館費 9192、ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ30基・防犯灯40基設置、農業委員会委員選挙費も計上、法人税過年度分過誤納金償還金 5300
民生費	9億2441	3.7	15.1	高齢者保健福祉計画は介護保険事業計画見直しに合わせて改訂 325、敬老年金 648、国保・介護保険会計へ 1億1682、6月より社福法人内木会あおば保育園開所(定員60人)、民間育児ｻｰﾋﾞｽ施設にも補助、児童館学童保育入所予定者80名、
衛生費	5億4685	△ 4.6	8.9	保健委員廃止して環境保全委員に、廃棄物収集運搬業務委託 5490、ｳｯﾄﾞﾁｯﾌﾟ化業務委託 488、小山広域保険衛生組合負担金 2億3519、自然エネルギー推進事業 50 不法投棄監視 121
農・水費	6億9675	66.9	11.4	農協ﾗｲｽｾﾝﾀｰ建設事業補助 3億4963(町補助金5%:3737万円)、農産物直売所設置事業 50、環境保全型農業推進(ﾘﾝｸﾃｨﾁｬﾚﾝｼﾞ支援 20・有機JAS取組支援 15・ﾌｪﾛﾓﾝ剤利用促進支援 10・稲作ﾘﾝｸﾃｨ推進 75・農業用廃ﾋﾞﾆ・ﾌﾟﾗ処理補助 50)、農業農村男女共同参画ﾁｬﾚﾝｼﾞ事業計画策定、町振興作物特別加算 690
商工費	6024	△15.1	1.0	町中小企業融資資金 4000、ﾌﾟﾚﾐｱ付商品券発行事業補助 200
土木費	6億9681	△32.7	11.4	仁良川土地区画整理事業費 4億0644、道路改良 6路線、自治医大周辺下水道組合負担金 5427、都市公園管理委託 3181、都市計画街路維持管理費 946
消防費	2億9939	△ 5.7	4.9	石橋地区消防組合負担金 2億7209、消防団員報酬 1241
教育費	9億4979	△ 1.0	15.5	薬師寺小給食室改築 1億3745、薬師寺小耐震診断 32、学校支援員配置 609、小中学校ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ活用 2242、適応指導教室相談員配置 355、図書等購入費 539、幼稚園就園奨励等 3490
公債費	9億2128	△33.3	15.1	元金償還 7億0929、16年度は減税補てん債一括償還があった
予備費	1200		0.2	

【特別会計】

国民健康保険	老人保健	介護保険	農業集落排水	水道事業
12億6200万円	**10億7800万円**	**5億8046万円**	**2億2664万円**	(収益的収支) **収入 2億5740万円** **支出 2億2815万円** (資本的収支) **収入 2億1160万円** **支出 2億8199万円**
(歳入) 保険税 4億1789 国支出金 3億5292 県支出金 3556 町繰入金 3200 基金取崩 1億5000 国の財政改革により補助廃止や県補助に振り替えとなった部分がある。 検診に一部受益者負担を導入するため保健予防事業は一般会計に繰り出して実施。医療給付費は増加傾向。	**(歳入)** 支払基金 6億0638 国支出金 2億9405 県支出金 7339 町繰入金 1億0216 予算規模は前年比2.7%減となったが、一時的なもの。今後は75歳以上人口が増加する。	**(歳入)** 65歳以上保険料 9484 40歳以上保険料 1億7965 国支出金1億3390 県支出金 7017 町繰入金1億0182 **(歳出)** 保険給付費 5億6140 前年度より7.4%の伸び。第2期介護保険事業計画の最終年、第3期計画を策定する。	**(歳入)** 使用料 3066 一般会計繰入金 1億6597 起債 3000 **(歳出)** 施設維持管理費 4229 公債費 1億7421 制度改正により耐用年数が延び減価償却期間と元金償還期間の差が大となるため資本費平準化債(借金)導入で負担均衡化。	17年度に上水道事業と簡易水道事業を統合。3町合併に向け水道事業の統合、料金の統一化が仮題。本町のGT地区水道事業は公団負担により整備されたこともあり経営良好、一般会計から繰り入れている町もあるとのこと。

村尾光子の一般質問



３町合併まであとわずか。その間に確固たるものにして欲しい事項がいくつもある。今のうちに、と逸る気持ちが盛りだくさんな質問となった。質問制限時間は答弁を含めて1時間、それに合わせて質問の仕方を工夫しなければならないのだが、欲張ったお陰で初めの答弁だけで時間切れ。何のやりとりもできず、切なくて恥ずかしい想いが残った。

問. 住民自治によるまちづくりをどう推進するのか？

(1)住民活動支援策について
①まちづくり基本条例に定めている住民活動支援策として、どのような方策を実施するのか。団体の選考基準、募集要項はどうか。

【町長】まちづくり基本条例の実施・運用状況やまちづくり活動支援のあり方などを審議する町まちづくり委員会にて、活動支援の対象・支援方法について審議していただいている。選考基準や募集要項なども検討していただき、これらを踏まえて取り組む。

《南河内町まちづくり基本条例》
第15条 住民は自律的で自発的なコミュニティの形成に努めるものとする。
第16条 町は、まちづくり基本目標に掲げたまちづくりのための自律的で自発的なコミュニティの形成を尊重し、まちづくりの活動支援に努めるものとする。

②これまで社会教育行政や一般行政で補助金交付など支援してきた団体の選考基準は何か。①の団体支援策とどう整合させるのか。

【町長】行政と連携して活動している団体などに補助金を交付しているが、明確な選考基準がなく今後は必要だ。まちづくり委員会での審議結果を踏まえて整合性を図る。

団体の支援策としては、財政的支援のみならず、今後は専門的知識を持つ住民・学識経験者の活用、活動場所の提供、情報提供など様々な形を考えたい。また、育成が図られた団体の補助金は廃止することも考える。

③社会教育関係団体の定義は何か。支援団体を慣例的に固定化してはいないか。社会教育行政として団体支援方針を明確にされたい。

【町長】定義は社会教育法第10条の規定通り。町では事務規定として、社会教育関係団体の登録に関する基準を設定している。これに基づき、指導・助言・物資の提供・補助金支
↗
→ 出を行っている。しかし、昨今の財政状況や自主的活動尊重と自発的活動促進のためには、団体の支援方法は情報提供、適切な助言、相談体制の充実、施設・物資の提供などの支援体制を確保する必要がある。

今後は団体登録規程に基づき、柔軟に対応できる体制づくりを図る。

《町社会教育関係団体の登録要件》：事務規定
①社会教育事業を計画的・継続的に実施し、その成果が十分期待できるもの②規約または会則を有する③改変についての規定がある④自己財源を有し団体の運営が確実になされている⑤事務所を町内に有し、構成員の半数以上が町内居住者・通学・通勤者であり、主たる活動の場が町内である。
《社会教育法第10条》社会教育関係団体の定義
公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を主たる目的とするもの

社会教育行政が行う補助金交付には法的な制約があるが、これまでの実績から、交付団体は長年固定化されており、補助内容も事業費ではなくむしろ団体運営費補助になっているのではないか。

社会教育関係団体登の録呼びかけはない。いくつもの団体が解散していくのに、新規に登録する団体がないのでは？自主活動が基本だが、団体育成のあり方に課題がありはしないか。

一般行政に比べると難しさがあるのは事実だが、社会教育委員の意見も聞きながら、公平で効果的な自主活動支援策を講じて欲しい。

ところで、まちづくり基本条例にはまちづくりの基本目標としてすべての分野を網羅して10項目が掲げられている。この目標に沿った活動をしている団体は、教育分野も含めて何らかの支援対象になるはずだ。

今後は、すべてまちづくりの視点で支援策を講ずるよう、基準を一本化してはどうか。勿論、公募して選考基準を明らかにするのは当然だが。

(2)住民自治によるまちづくりを推進するためには、住民同士が共同して担わなければならない課題がある。地域福祉や子育て支援など、地域ごとのまちづくりに関する行動計画策定と実践が求められるのではないか。そのための地域自治組織(コミュニティ)の形成と課題提起が必要ではないか。
どのように取り組むのか。

【町長】住民に身近な事務は、住民の意向を踏まえつつ住民の共同の力によって効果的に処理する観点から、地域自治組織ができれば理想的だ。そのためには、住民が相互に連携し共に担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みが必要だ。
まちづくり条例を制定してまだ日も浅いので、より多くの参加の機会提供に努めて協働による民主的なまちづくりを進めている。提案されたことまで手が回らないのが実態だ。理解して欲しい。

まちづくり基本条例に基づいて、個人・団体からまちづくりに関する提案は受けている。自由な提案を歓迎するのは無論だが、行政としてやらねばならない課題について、提案を待つだけで良いのか。直面している課題を積極的に住民に知らせ、住民自ら解決策を考えるシステムが必要ではないか。
何でも行政に任せる時代は過ぎた。住民との協働を願い、住民にも担って欲しいなら、問題提起をすべきで、そのためには、小学校区程度の範囲でのコミュニティが必要と思う。

(3)住民の行政への関心を高め参画意欲を醸成するために、また財源確保の一助として、使途を明確にした上でミニ市民公募債の導入やまちづくり寄付基金の創設はどうか。

【町長】大変良い制度だと思うが、ミニ公募債の発行は対象事業・発行規模・購入限度額などの条件検討が必要なので、さらに十分検討する。

環境保全事業推進のために、と提案した。ふれあい館に太陽光発電システム設置を求めた際にも、住民から資金を募り利用券で還元したら、と提案した。残念ながら新年度当初予算では計画されていない。本当に実現しようと考えているのか、意欲が感じられなく残念。
ニセコ町ふるさとづくり寄付基金制度も参考になる。

(4)委員会、審議会の委員選任方法について
①団体代表を選任するときの団体の選考基準は何か。

【町長】団体についての明確な基準はない。審議内容や目的に相応しい団体を、経済・福祉・教育・文化など幅広い分野から選考している。

②公募委員枠の割合を増やすべきではないか。

【町長】まちづくり基本条例では、委員会を設置するにあたり委員は可能な限り公募し、早い段階から周知し募集することに努める、としている。公募委員は増やしたい。

③委員会には必ず研究者や専門家などの学識者も選任すべきではないか。

【町長】概ね選任している。一部未だの委員会もあるので、新規設置の委員会は必要に応じて学識者の選任を検討する。

④公募委員、団体推薦委員は一人何役までとしているのか。

【町長】明確な定めはない。今後検討が必要だ。

⑤計画的な団体運営と重複推薦を避けるために、年度当初にその年の委員会設置・委員公募計画を公表されたい。

【町長】公表する。
以上の点について、まちづくり委員会等に諮問して意見を聞きたい。

ふと思った。本会議とはいえ議員個人の提案とまちづくり委員会での審議、どちらが優先されるのだろうか？議員もまちづくり基本条例に基づいて提案すべきなのか？
議会・議員とまちづくり委員会の関係を確認したかったが、時間切れ。

確かにミニ公募債は条件整備に時間が必要だ。その点ニセコ町ふるさと寄付基金条例はより容易に実施できると思う。

《ニセコ町基金条例概要》

目的:まちづくり基本条例に基づき、寄付者の社会的投資を具体化することで、多様な人々の参加による個性あるふるさとづくり
具体化する事業:５事業、一口5000円
運用状況は毎年度議会に報告、公表する。

問.まだまだ改革の余地あり、行財政改革

(1)議員・職員期末手当の役職加算について
役職加算の支給を受けている人数と加算分の支給総額はいかほどか。
財政逼迫の折、役職加算の廃止を求める。

【町長】16年度6月と12月の期末手当では、議員18人の支給総額は197万5千円、職員は特別職を含め83人に支給し、支給額は1272万円だった。

(役職加算を含む)給与水準は国の特別職の給与に関する法律や人事院の官民給与比較による勧告に基づき改定している。

15年度には民間に見合うよう期末勤勉手当の支給割合を引き下げた。17年度には管理職手当も率を下げる。

一方、職員には一人当たり事務の質・量の拡大と事務能力の向上、意識改革を求めており、17年度からは新人事評価システムも導入する。

この状況下財政逼迫という理由での役職加算廃止は考えていない。

役職加算(職員給与等に関する条例第17条)
4級の係長以上の職にある者の期末手当基礎額(給料＋扶養手当)は15%を超えない範囲で加算した額とする。

特別職(4役)・議員	15%
8級(課長・参事)、7級(主幹除く)	15%
7級(主幹)、6級(主幹・課長補佐)	10%
5級(副主幹)・4級(係長)	5%

民間との給与水準格差是正のために、国にならって導入した。しかし、分かりにくい。是正するなら期末手当支給率や給料表を変えるべきではないか。勤勉手当の機能充実の方が納得できる。
議員にも期末手当が支給されしかも役職加算があるなんて、釈然としない。報酬額を引き上げた方が住民には分かりやすい。
自治体として独自の制度も可能なはずだ。

(2)職員昇任任用の際、成績主義の原則はどの様な形で実施されているのか。公平性、透明性確保のため昇任試験により選考すべきではないか。

【町長】地方公務員法では、職員の任用は成績主義の原則を明示している。本町では人事委員会を置かないので、昇任は試験・選考のいずれかによる。成績主義に基づく昇任➚ ➔試験選考制度は、公平性・透明性確保のため有効と考えるが、17年度からは人事評価制度を導入するので、まずはこちらの定着を図りたい。

《地方公務員法》
第15条　職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。
第17条第4項　人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとする。
第61条　各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
二　第15条の規定に違反して任用した者

任用:任命権者が特定の人を特定の職につける行為をいう。職員としての「身分」だけを付与することではない。
正式任用:採用・昇任・降任・転任の4種類
選考:特定の人が特定の職につく適格性を有しているか否かを確認する方法
競争試験:特定の職につける者を不特定多数の者の中から競争によって選抜する方法
(地方自治職員研修2003年12月号から)

新人事評価システム導入により、職員の意欲と資質がどう変化するのか注目している。
誠実に職務遂行する人が評価されますように。

(3)臨時的任用職員と契約職員、派遣職員の違いは何か。嘱託員として特別職とする場合とどのように使い分けているのか。
人件費を抑制するためのみに、安易にこうした形態の採用をしてはいないか。同一労働同一賃金は確保されているのか。

【町長】**臨時的任用職員**は一時的な行政事務の増加などに弾力的に対応し得るよう、一時的・臨時的な場合に限って任用される。任用期間は6か月、1回に限り6か月を超えない期間を更新できる(地公法22条5項)。

契約職員は地方公務員法での規定はなく、本町では導入していない。

派遣職員は、公益法人等への地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、条例を制定して現在、社会福祉協議会・シルバー人材センターに1名、農業公社に1名を派遣している。

特別職としての嘱託員は、地公法に規定されており特定の学識または経験に基づく特別

職として任用されている。この場合は地方公務員法は適用されず、任用期間は、事業完了期間を定める以外は労働基準法により1回1年以内とされている。

本町では臨時・非常勤職員の採用は、人件費を抑制するのではなく、業務内容・任用期間などを地公法規定に照らして行っている。

臨時的任用職員は賃金として、特別職の嘱託員は報酬を条例で定めている。それぞれ同一労働同一賃金は確保できている。

質問の趣旨は、なぜ正式任用ではなく臨時的任用や非常勤嘱託員なのか。正職員と臨時的・非常勤嘱託員とでは同一労働同一賃金が確保されているのか、だった。再質問の時間は全くなく、講義を聴いているような錯覚に捕らわれた。

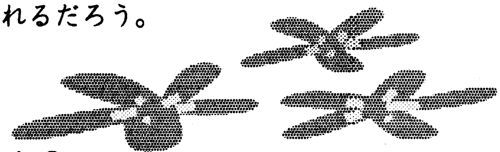
(4)指定管理者制度への対応について、2003年の地方自治法改正により、公の施設の管理は、これまでの出資法人などに対する委託制度から、民間事業者を含む指定管理者による管理の代行制度とされた。

自治体は2006年8月までに条例化しなければならないが、対象となる本町の施設は何か。事業者の指定についてどのように検討しているのか。

【町長】この制度は規制緩和や民間活力導入を図るために導入され、市町村の行財政効率化が期待できる。本町では公の施設である保育所・児童館・体育館・中央公民館・図書館・歴史館・ふれあい館は町が管理しているので、この制度の対象とはならない。

3町合併後、行財政の基盤強化を図るために新市の公の施設の管理状況を総点検し、職員定数管理と併せて今後の運営形態などの検討の中で、指定管理者への移行準備がなされるだろう。

この制度は、民間企業ばかりではなくＮＰＯなど住民が参画でき、自由な発想で運営が期待できるというメリットがあるようだ。しかし、「契約」ではなく「委託」であるため地方自治法は適用されず、管理者は入札ではなく条例で指定される。また「請負」でもないので、長や議員の兼業禁止規定も適用されない。現在はすべて直営だが、制度を導入する際にはこうした課題を克服しなければならない。



問.環境基本計画には財政計画が伴っているのか？

(1)環境基本計画に基づく事業を展開するための財政計画はどの様か。次期総合計画後期計画策定は新市発足後となる可能性が高い中、環境対策事業費をどう確保するのか。

【町長】現在推進されている総合計画前期計画には、環境基本計画に基づく財政計画は盛り込まれていない。しかし、今年度環境配慮行動指針を策定し、広く町民に環境についての関心を持ち行動していただけるよう、事業を展開している。

17年度にはアダプトプログラム(道路など公共施設の清掃ボランティア活動)や環境情報発信基地の設立を予定している。

今後は総合計画後期計画に環境対策事業を明確にし、新市に引き継ぎたい。3町合併協議では、環境基本計画・環境審議会については南河内町の例により調整し、新たに設置することになっているので、大方は引き継がれるだろう。

生ごみ堆肥化について、何年検討すれば実現するのだろう？住民参加の委員会も3つ目だ。農業者の理解が得られない以上、組織的な堆肥化は無理ではないか。

(2)生ごみを原料としたバイオガス発電に取り組まれたい。17年度に限り、新エネルギー・産業技術総合開発機構により補助率100%のモデル事業が実施されると聞いている。有利な補助事業を活用すべきではないか。

ふれあい館に隣接して設置すれば、発生する電力・温水が有効に活用でき、ふれあい館の地球温室効果ガス排出削減になる。

【町長】京都議定書が発効され、我が国は2012年までに90年度比6%減の温室効果ガス削減義務がある。ごみの減量と有効利用のためにもバイオマス発電は効果的手段と考えているが、導入には上質な生ごみを少なくとも1.2～3トン必要とし、住民周知等が困難だ。ふれあい館に電気や温水を利用する場合の生ごみ収集方式や残渣の処理、ランニングコストなどを考慮すると問題が想定される。

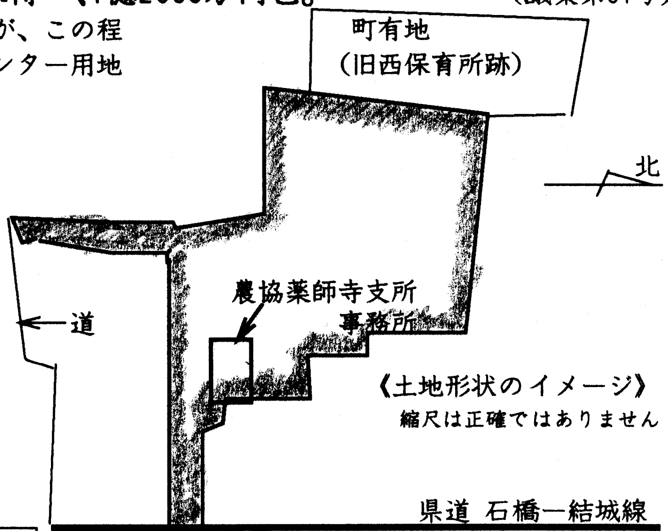
この状況下での早急な施設建設の判断は大変困難だ。現在設置されている生ごみ堆肥化検討委員会にても、バイオマス発電も視野に入れての検討をお願いしている。

100%の補助事業にはめったに出会わないのにもったいない!!実験的だから対象に。

★ＪＡ宇都宮薬師寺支所の土地取得へ、1億2000万円也。　(議案第31号)

昨年来、農協と価格交渉を重ねていたが、この程ようやく妥結し、(仮称)総合保健福祉センター用地として取得に至った。

取得面積	7,326.54 m² (地目:宅地13筆、畑4筆)
取得価格	1億２０００万円
所有者	宇都宮農業協同組合



《 契約書》 骨子　(資料提供:総務課)

1. 契約保証金は無し
2. 所有権移転の時期は、事務所を除く建物等の撤去が完了したとき
3. 所有権移転の登記は、事務所を除く建物等の撤去が完了した後、直ちに農協の提出した書類に基づき町が行う。

《土地売買契約に関する覚書》

1. 所有権移転の時期はH17年7月31日まで。
2. 土地売買代金は、契約締結後30日以内に前払い金2400万円、残金は所有権移転登記後30日以内に支払う。
3. 農協は、所有権移転登記前に町に隣接土地に関する境界確認書と実測測量図を町に提出する。この費用は農協負担。
4. **事務所の解体撤去はH18年4月30日まで**に行い、その後速やかに引き渡す。
5. **事務所については、所有権移転登記後からH18年4月30日までの間、土地使用貸借契約を結ぶ。**

交渉に際して、町は土地鑑定を実施。価格は7,480万円。一方農協は1億5900万円(簿価)を提示、これは町固定資産税の課税根拠(現況課税、税額は100万円位か?)。大きな差だったが、更地譲渡で1億2千万円に。

採決結果:賛成14、反対3(阿部・服部・川上議員)
村尾は討論して賛成した。

【討論要旨】 仮称総合保健福祉センターは必要だ。合併協議では3町の拠点機能を持たせることで調整されている。議会は薬師寺地区老人クラブ会長らからの運動場整備陳情を採択し、町はここに一体的に整備するとのこと。高すぎる感は拭えないが早期施設整備を。

■３町社会福祉協議会合併はH18年3月31日に。　社会福祉協議会理事会報告（3月23日）

3町社会福祉協議会合併協議会の報告として、合併期日は3月末日と示されました。

【17年度】《主な歳入》

会費収入	440万円
寄付金	150
町補助金	2412
繰越金	304　等
計	3619万円
(前年は4591万円)	

＊上記は運営費に充当。この他、サービス利用料などの収入があるが事業毎の勘定。

17年度、小規模だがボランティアセンターをふれあい館内に開設する。

《主な事業費》

・高齢者福祉事業	50万円	(80歳以上招待事業は廃止)
・障害者福祉事業	44.5	(手話講習会など)
・遺族等援護事業	33	(遺族会助成・慰霊祭補助)
・地域福祉事業	281	(給食ｻｰﾋﾞｽ・福祉ﾌｪｽﾀ・V連補助・講座)
・企画広報事業	114	(社協広報等印刷・配送費)
・共同募金配分金	228	(小中学校宿泊訓練・ﾍﾙﾒｯﾄ購入補助・おもちゃの図書館補助・障害児者交流事業)
・福祉ｻｰﾋﾞｽ援助	685	(紙おむつ給付・福祉ﾀｸｼｰ・理美容ｻｰﾋﾞｽなど)
・心配ごと相談事業	14.5	(ふれあい館で)
・在宅介護支援ｾﾝﾀｰ	345	(職員1名減)
・居宅介護支援事業	842	(介護料収入714万円)
・訪問介護事業	1758	(介護料収入1452万円)
・ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ事業	83	(町委託の自立支援事業)
・福祉作業所事業	774	(町委託事業、事業収入54万円)

■友愛基金取り崩し、町会計へ返還

友愛基金造成のため、町一般会計から6000万円拠出(S59～H5)。　**友愛基金残高 5629万円に**
巡回バス購入に充てた経費を除いて4000万円を返還 ⇨ 保健福祉センター整備基金へ積み立て

《村尾太陽光発電所通信》　(2004年7月28日から稼働)

設備規模　5.1Kw　(150wモジュール×34枚)
設置費用　3.024,000円
うち補助金　229,000円(新エネルギー財団)
自己負担　2,795,000円

町補助金を申請した。予算総額50万円に応募者11人、申請総額は80万円。で、抽選に。当選したが、ハズレの方がいる以上、頂く気にはなれなかった。応募者全員で分け合うことはできないものか。

これまでの発電量(4月9日まで)　4,357Kwh
二酸化炭素削減効果　784Kg-C　(標準家庭の年間排出量は1200Kg-C)

《村尾宅の電力購入・売電状況》　検針票・口座振込額から

	購入		売電		実質電気料金 (購入額－売電額):A	前年同月電気料金:B	前年との電気料金比較:A-B
	(Kwh)	(円)	(Kwh)	(円)	円	円	円
8月(7/15～7/27)	248	5,854	未設置				
(7/28～8/15)	192	3,684	203	5,911	**3,627**	13,856	**△10,299**
9月(8/16～9/14)	369	7,282	259	7,399	**△ 117**	12,834	**△12,951**
10月(9/15～10/15)	406	8,365	237	6,583	**1,782**	11,126	**△ 9,349**
11月(10/16～11/15)	433	8,670	294	8,038	**632**	11,886	**△11,259**
12月(11/16～12/14)	539	10,805	361	10,115	**690**	14,188	**△13,498**
1月(12/15～1/14)	904	18,073	338	10,502	**7,571**	16,404	**△ 8,833**
2月(1/15～2/15)	1024	21,187	343	10,800	**10,387**	19,723	**△ 8,923**
3月(2/16～3/14)	769	15,989	317	9,782	**6,207**	13,938	**△ 7,731**

＊電気料金だけの比較から、前年より安くなった額の合計は 82,837円

《村尾宅の太陽光発電量と電力消費比較》

	日数	太陽光発電量 (Kwh)	自家消費量(Kwh) (発電量-売却量):A	購入電力 (Kwh):B	消費電力 (A＋B)	太陽光発電充当率(%)
8月(7/15～8/15)	32	**294**(19日間)	91	441	**531**	55.4
9月(8/16～9/15)	31	**441**	182	369	**551**	80.0
10月(9/16～10/15)	30	**333**	96	406	**502**	66.3
11月(10/16～11/15)	31	**418**	124	433	**557**	75.0
12月(11/16～12/14)	29	**527**	166	539	**705**	74.7
1月(12/15～1/14)	31	**633**	295	904	**1,199**	52.8
2月(1/15～2/15)	32	**644**	301	1,024	**1,325**	48.6
3月(2/16～3/14)	27	**546**	229	769	**998**	54.7

《村尾宅の光熱費事情　—— 太陽光発電システム設置前との比較 ——》

この冬から主たる暖房器具をガスファンヒーターからエアコンに変えた。灯油は前年の3/10量(18㍑×3使用)でこの分は7000円程の減だった。10年ほど前から太陽熱温水器設置している。

電気・ガスの光熱費は、太陽光発電システム設置前と比較すると、H17年3月までの8か月間で**124,502円軽減した。**

月	H15年 電気料金	H15年 ガス料金	H15年 合計	H16年 電気料金	H16年 ガス料金	H16年 合計	H17年 電気料金	H17年 ガス料金	H17年 合計
1	19,169	22,643	41,812	16,404	21,554	37,975	7,571	8,982	**16,553**
2	14,259	21,662	35,921	19,723	24,213	43,936	10,387	8,442	**18,829**
3	12,504	21,074	33,578	13,938	19,782	33,720	6,207	7,901	**14,108**
4	15,011	18,599	33,610	14,200	18,599	32,799			
5	12,355	8,949	21,304	13,611	9,934	23,545			
6	10,030	5,895	15,925	11,820	4,583	16,403			
7	11,812	4,796	16,608	13,139	2,449	15,588			
8	13,856	4,263	18,199	3,627	1,383	**5,010**			
9	12,834	3,836	16,670	△ 117	2,662	**2,545**			
10	11,126	3,410	14,536	1,782	3,786	**5,568**			
11	11,866	4,370	16,236	632	4,872	**5,504**			
12	14,188	9,539	23,727	690	5,412	**6,102**			

＊H16年8月以降の電気料金は実質負担額(電気料金－売電収入額)

この調子だと設置費の資金回収には15,6年はかかりそう。2人家族にしては、電力消費が多すぎるとの指摘もある。CO_2排出削減には貢献しているのだが

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

1月11日・３町合併協議会傍聴
12・県ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ連絡協議会県央ブロック会議(宇都宮)
14・社会福祉協議会理事会
・学校ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ研修会(教育研究所相談部長　丸山隆先生)
15・Ｖ連役員会
・開かれた町政を実現する会世話人会
19・**議会全員協議会**
・ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員会広報部会
22・村尾応援する会(手打ちそばを作って味わう新年会)
23・町内一周駅伝大会開会式
・ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員会「みんなのつどい」広瀬光治氏
・合併問題をみんなで考える会
24・やよい会例会
25・３町合併協議会傍聴
27・28・政治参画ｾﾝﾀｰ「青少年の問題行動にみる傾向と対策」桜井ゑ子氏/「青少年教育」高井　正氏(東京)
・ルピナスさん(家庭教育オピニオンリーダー会)
29・地方自治を学ぶ会公開学習会「地方交付税制度の現状と課題」菅原敏夫氏
30・高齢者の尊厳を支えるケア連続講座(宇都宮市)
2月1日・やよい会指編み講習
2・３町合併協議会傍聴
4・給食宅配ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
・旬菜屋(環境保全型農業野菜直売所)準備会
5・議会報告会
6・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ・ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ「健康づくりと私たちの活動」佐々木将人氏
9・ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ会宇河ﾌﾞﾛｯｸ研修「青少年の問題行動」大木一俊氏(宇都宮市)
10・文化協会役員会
11・自然ｴﾈﾙｷﾞｰ活用学習会(太陽光発電ｼｽﾃﾑ設置報告)
13・宇大日曜講座「地域・学校・協働」美濃部俊裕氏
15・**議会全員協議会**
16・Ｖ連会計打ち合わせ
・文化協会役員会
・新市建設計画説明会
18・給食宅配ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
・村尾応援する会世話人会(3月議会の意見交換)
19・男女共同参画学習会「ホンネDEトーク　壁は何？」(ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員会)大森昭生氏
22・女性団体連絡協議会「町長との懇談」
24・ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員会研修「大平町の男女共同参画推進活動とゆうゆうプラザ見学」
・議会全員協議会
25・太陽光発電ｼｽﾃﾑ設置町補助金抽選会立合
・緩和ケア講演会/國枝欣一氏(自治医大)
26・Ｖ連役員会
・ごみ減量化講演会/日野市ごみｾﾞﾛ推進課長　小林寿美子氏
27・東分館まつりコンサート
・青少年健全育成を考える町民会議
3月4〜16日・**議会定例会**
8日　**一般質問**
10・11日　**経・建常任委員会**
5・学校ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ研修会/映画「こんばんは」視聴/大田尭先生/懇談会
6・青少年健全育成講演会「ヤンキー母校に生きる」義家弘介氏(高根沢町)
10・**第２中学校卒業式参列**
12・Ｖ連新旧合同役員会
13・開かれた町政を実現する会世話人会(枝豆ﾄﾗｽﾄ案内発送作業)
14・やよい会例会
15・**戦没者慰霊祭参列**
18・**祇園小卒業式参列**
・給食宅配ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
19・環境シンポジウム
20・農園利用者の会役員会
・宇大日曜講座/「役所を変える！地域を変える！」ニセコ町長　逢坂誠二氏・関西学院大学　村尾信尚氏・宇都宮大学　中村祐司氏
・合併問題を考える会解散慰労会
22・Ｖ連役員会(総会準備)
23〜4月9日・**議会報告編集**
23・社会福祉協議会理事会
・３町合併協議会傍聴
24・男女共同参画夢プラン推進委員会
25・災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ入門講座
27・Ｖ連総会/記念講演「悪質商法・振り込め詐欺、その手にはのらないぞ」県消費生活ｾﾝﾀｰ小堀伸彦氏
29・やよい会総会資料づくり
・文化協会役員会
30・３町ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ組織交流会(国分寺町)
4月1日・給食宅配ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
2・とちぎ子ども学会研究会「教育基本法改正の動向と問題」佐藤貞夫氏(宇都宮市)
3・町民農園利用者の会総会
4・ｸﾘｴｲﾄみなみかわち実行委員会
8・給食ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ役員会
・ルピナスさん
9・教育相談研修(宇都宮市)
10・枝豆トラスト種まき
11・**第２中学校入学式参列**
・村尾応援する会世話人会(ﾆｭｰｽ発行作業)
12・**祇園小学校入学式参列**
・やよい会総会

消費者と生産者が運営する農産物直売所

じゅんさいや　JAS認定農家3名と環境保全型農業を目指す農家

旬菜屋　5月7日(土)9時　オープン

鈴木内科より300m東のハウスです



有機無農薬栽培、環境保全型農業の普及拡大に協力しています